

## 北洋ビジネスダイレクト ワンタイムパスワード認証サービス利用にかかる規定

(平成 29 年 1 月 4 日現在)

ワンタイムパスワード認証サービスの利用に際しては、北洋ビジネスダイレクトご利用規定に加え、後記第 1 条から第 8 条までの規定(以下「ワンタイムパスワード規定」といいます)を適用します。なお、特段の定めのない限り、北洋ビジネスダイレクトご利用規定(以下「ご利用規定」といいます)に定めている内容はワンタイムパスワード規定においても適用されるものとします。

### 第 1 条(ワンタイムパスワード認証サービス)

- ワンタイムパスワード認証サービスとは、北洋ビジネスダイレクトの利用に際し、当行が北洋ビジネスダイレクトの契約者(以下「契約者」といいます)に交付する北洋銀行ワンタイムパスワードカード(以下「OTP カード」といいます)に印字された乱数表の特定番号(以下「ワンタイムパスワード」といいます)を、契約法人 ID および暗証番号に加えて用いることにより、契約者本人の認証を行うサービスをいいます。
- ワンタイムパスワード認証サービスの利用は、北洋ビジネスダイレクト契約者に限ります。また、利用の前に、ご利用規定第 1 条 3 項で指定した管理者および利用者が使用する OTP カードを登録する必要があります。
- OTP カード 1 枚につき管理者および利用者、または複数の利用者を同時に登録することはできません。なお、OTP カードは失効後、再利用できません。
- OTP カードの所有権は当行に帰属するものとし、契約者に OTP カードを貸与するものとします。OTP カードはワンタイムパスワード認証以外の目的に使用することはできないほか、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

### 第 2 条(利用申込)

- 本サービスをご利用の場合には、契約者はワンタイムパスワード規定が適用されることを承諾のうえ、当行所定の方法によりお申込みするものとします。
- 申込を受付後、当行は申込内容等を確認し申込を承諾した場合に、契約者にワンタイムパスワード認証サービスで使用する OTP カードを所定枚数発行し、当行所定の方法により契約者に交付します。ただし、当行は契約者の状況を適宜総合的に判断のうえ、お申込みを承諾しないことがあります。

### 第 3 条(本人確認手続き)

- ワンタイムパスワード認証サービスの申込を受付後、契約者が OTP カードを登録するまでの間、北洋ビジネスダイレクトの利用を停止します。
- 契約者はワンタイムパスワード認証サービスの利用を開始するにあたり、最初に、当行より交付された未使用の OTP カードの中から管理者および利用者が使用する OTP カードを決定のうえ、次の端末操作により登録を行うものとします。
  - 管理者が使用する OTP カード  
管理者は端末操作により管理者が使用する OTP カードに印字されているシリアル番号および当該手続時のワンタイムパスワードを当行所定の方法により正確に登録するものとします。
  - 利用者が使用する OTP カード  
管理者は端末操作により利用者が使用する OTP カードに印字されているシリアル番号および当該手続時のワンタイムパスワードを当行所定の方法により正確に登録するものとします。
- 当行は契約者が端末操作により登録した OTP カードのシリアル番号(以下「登録済シリアル番号」といいます)およびワンタイムパスワードの情報が、当行が保有する当該 OTP カードのシリアル番号およびワ

ンタイムパスワードの情報と各々一致した場合に、当行は当該契約者からの正当な届出とみなし、当該 OTP カードの登録手続きを行います。

4. OTP カード登録後の北洋ビジネスダイレクトの認証方法は次の方法により行うものとします。

(1)管理者の場合

契約法人 ID およびご利用規定第 2 条 1 項(1)により届出の管理者パスワード(ご利用規定第 2 条 2 項(2)により変更した場合は最新のパスワード)に加えて、前記 2 項(1)および 3 項にて登録された OTP カードのワンタイムパスワードによる認証を行います。

(2)利用者の場合

契約法人 ID およびご利用規定第 2 条 1 項(2)により届出の利用者 ID および利用者パスワード(ご利用規定第 2 条 2 項(2)により変更した場合は最新のパスワード)に加えて、前記 2 項(2)で登録された OTP カードのワンタイムパスワードによる認証を行います。

#### **第 4 条(OTP カード・ワンタイムパスワード等の管理)**

1. 前記第 3 条 2 項および 3 項により登録された OTP カード(以下「登録済カード」といいます)は、他人に使用されたり、紛失・盗難等に遭わないよう契約者自身において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。

2. 契約者は、登録済カードを紛失したとき、登録済カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、次の措置を講じるものとします。

(1)管理者の登録済カード

契約者は速やかに当行所定の方法により当行へ届け出るものとします。この届出の受領後、当行は直ちに管理者の登録済 OTP カードの失効措置を講じます。なお、手続き完了後、管理者は前記第 3 条 2 項(1)により管理者の OTP カードの登録を行うものとします。

(2)利用者の登録済カード

管理者は当行所定の端末操作により速やかに当該利用者の OTP カードの変更、または利用停止などの必要な措置を講じるものとします。なお、利用者の OTP カードの変更が行われた場合、当行は当該利用者の変更前の登録済カードの失効措置を講じるものとします。

3. 失効した OTP カードは、契約者が裁断のうえ破棄するものとします。

4. 当行が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当行所定の回数以上連続して入力された場合、およびワンタイムパスワードの入力画面においてワンタイムパスワードを入力しないで、当行所定の回数以上繰り返し表示された場合には、当行は契約者に対するワンタイムパスワード認証サービスの利用を停止します。なお、北洋ビジネスダイレクトの利用を再開する場合は、契約者はご利用規定第 2 条 2 項(4)に基づき、必要な措置を講じるものとします。

5. 契約者は未使用の OTP カードが不足する場合には、当行所定の方法により OTP カードの追加発行依頼を行うことができるものとします。依頼受付後、当行は未使用の OTP カードを所定枚数追加発行し、当行所定の方法により契約者に交付します。

6. 契約者は未使用の OTP カードを使用する場合、最初に、前記第 3 条 2 項に基づき、OTP カードの登録を行うものとします。

#### **第 5 条(免責事項等)**

1. 申込書をはじめとするワンタイムパスワード認証サービスにかかる各種帳票に使用された印影を、当行が届出の印影と相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取扱いを行った場合は、それらの書類について偽造・変造・盗用・または不正使用、その他事故があっても、そのために生じた損害について当

行はいつさい責任を負いません。

2. 前記第 2 条 2 項または前記第 4 条 5 項による OTP カードの交付の際に、郵送の事故等当行の責めによらない事由により、第三者が当該 OTP カードを入手したとしても、そのために生じた損害については、当行はいつさい責任を負いません。
3. ワンタイムパスワードおよび OTP カードは契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。また、当行の責めによらない事由により、契約者に損害が生じた場合については、当行はいつさいの責任を負いません。
4. ワンタイムパスワードおよび OTP カードについて、偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、契約者は前記第 4 条 2 項の措置を講じるものとします。なお、ワンタイムパスワードおよび OTP カードについて偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、契約者に損害が生じた場合については、当行に責めがある場合を除き、当行はいつさいの責任を負いません。
5. 契約者の届出住所が不正確であるため、あるいは、契約者が届出住所の変更の届出を怠ったために、OTP カードが当行に返戻された場合は、ワンタイムパスワード認証サービスは使用できないものとします。また、返戻された OTP カードは、当行において所定の期間保管した後、当行において破棄するものとします。
6. 前記 5 項による OTP カードの廃棄後、契約者はワンタイムパスワード認証サービスを利用する場合には、再度、前記第 2 条に基づくお申込みを行うものとします。

#### **第 6 条(ワンタイムパスワード認証サービスの解約等 )**

1. ワンタイムパスワード認証サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、本解約の効力はワンタイムパスワード認証サービスに関するものに限るものとします。なお、契約者からの解約通知は当行所定の方法によるものとします。
2. 前項に基づき契約者の都合によりワンタイムパスワード認証サービスを解約した場合、ワンタイムパスワード認証サービスを利用しなかったために不正使用その他事故が発生しても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
3. ワンタイムパスワード認証サービス解約後、OTP カードは未使用・使用中・失効済の状態にかかわらず、契約者自身においてすべて裁断のうえ破棄するものとします。
4. 契約者が当行との取引約定に違反した場合等、当行がワンタイムパスワード認証サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく、ワンタイムパスワード認証サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当行はワンタイムパスワード認証サービスの利用停止を解除できます。
5. 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでもワンタイムパスワード認証サービスを解約することができます。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を連絡先にあてて発信した時にワンタイムパスワード認証サービスは解約されたものとします。
  - (1)住所変更の届出を怠る等により、当行において契約者の所在が不明となったとき
  - (2)支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立て、または、今後制定される倒産手続開始の申し立てがあったとき
  - (3)相続の開始があったとき
  - (4)1 年以上にわたり本サービスの利用がないとき
6. 前記 1 項、4 項および 5 項の解約、利用停止時点で当行が既に取引の依頼を受け付けている場合、当行は当該取引についてご利用規定および関係法令に従い手続を行うものとします。

## 第7条(規定等の準用)

本利用規定に定めのない事項については、ご利用規定により取り扱います。

## 第8条(規定の変更等)

1. 当行は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ワンタイムパスワード規定の各条項、ワンタイムパスワード認証サービスの内容またはその他の条件を、契約者に通知することなく何時でも変更できるものとし、変更内容は当行ホームページへの掲載等、当行所定の方法で契約者に通知します。
2. 前記1項の変更日以降、契約者は変更後の内容に従いワンタイムパスワード認証サービスを利用するものとします。なお、この変更により、万一、契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行はいっさい責任を負いません。

以上

(平成29年1月4日現在)